平成 20 年度　事務事業評価シート(平成 19 年度実施事業)

整理番号	市協16

事務事業名	法律相談事務		予算科目	会計	1	一　般　会　計
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5 信頼に基づく市民とともにつくるまち		款	2	総務費
	施策(節)	2 情報公開と広報・広聴		項	1	総務管理費
	施策の方向	(2) 広聴活動の充実		目	2	広報広聴費
				事業	2	広聴
			作成部署	市民人権部市民協働ふれあい課		
関連する計画等			連絡先	072 - 958 - 1111　内線　1080		

事業の目的

対象（誰を・何を）

市民

意図（どういう状態にしたいのか）

法律に関する問題解決を図る。

事業の内容

○大阪弁護士会と契約し、法律相談を実施
　火曜日（毎週）　１３：３０～１６：３０　羽曳野市役所
　木曜日（第１・第３）　１３：３０～１６：３０　陵南の森総合センター
　※事前予約制

根拠法令等			
事業開始時期	☐ 昭和 ☑ 平成 18 年　月開始 ☐ 明確にはわからない	終了年度	平成　年度
事業開始時からの状況変化	平成１８年４月より当課の事務所管となった。		
市民や議会の要望			
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☑ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他(　)		
委託先	☐ 外郭団体委託 ☑ 民間委託	名称	委託内容：法律相談業務

区分			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込み)
事業費【1】		(千円)	2,484	2,484	2,517
人件費【2】		(千円)	2,200	2,520	4,368
職員数	正規職員		0.00 人	0.30 人	0.52 人
	再任用職員		1.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員		0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考)	(時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費（【1】＋【2】）【A】		(千円)	4,684	5,004	6,885
財源内訳	国費	(千円)			
	府費	(千円)			
	市債	(千円)			
	その他 (手数料・使用料等)	(千円)			
	一般財源	(千円)	4,684	5,004	6,885

活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	18年度	19年度	20年度(目標)
① 法律相談実施回数	回	76	76	77
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		61,632 円	65,842 円	89,416 円
市民１人当たりコスト(【A】／人口)		39 円	42 円	57 円

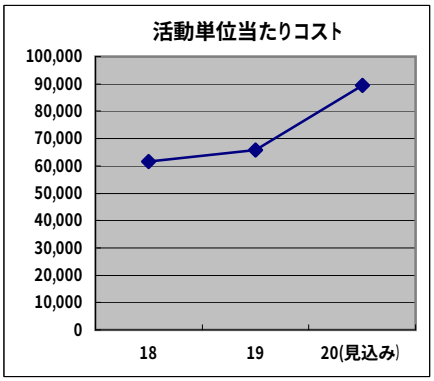

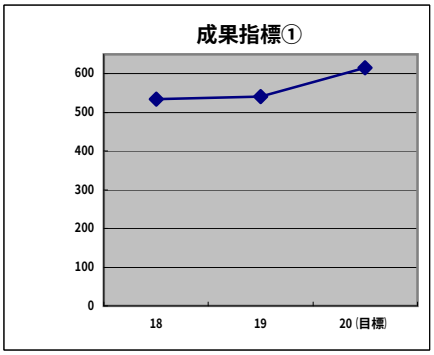

成果指標（事業目的の達成度を測る指標）

	指標名	指標設定の考え方		平成18年度	平成19年度		平成20年度
①	法律相談　相談者数 (式)		目標	608	608	達成率(%)	616
			実績	535	541	89.0%	
②	(式)		目標			達成率(%)	
			実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	市民が気軽に弁護士に相談できる機会が必要不可欠である。
		○		○	○	○					

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☑	☐	☐	法律相談は常に予約でうまっている。事業を休止した場合、気軽に法律的な相談ができる機会がなくなり、問題解決できるのが遅くなる場合や、手遅れになる場合がある。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☑	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☑	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☑	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☐	☑	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☑	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☑	
	効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☑	☐	☐	弁護士会のほか、司法書士会などの専門機関と連携をし、市民の様々な相談の問題解決に向けて体制を整える。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☑	
		人員を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☐	☑	☐	
		市の他事業と重複していない	☑	☐	☐	
		民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☑	☐	☐	
	有効性	上位の施策（目的）が明確である	☑	☐	☐	市民の法律問題を解決するために、気軽に相談できる機会は必要である。市民の視点に立てば、火曜日・木曜日の午後だけでなく、休日相談や夜間相談も検討していく必要があると考える。
		上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☑	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☑	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☑	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☑	☐	事業の実施に市民の意見を取り入れることができないか検討していく。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☑	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☑	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☑	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☑	☐	☐	計画どおり実施している。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☑	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☑	☐	

担当部局評価	
	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☑ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	市民が気軽に法律に関する相談をその専門の弁護士に相談できる機会は必要である。
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）
	法律相談開催時間や場所、弁護士以外の専門家による相談の開催を検討する。